

輸出入貨物の
HSコードを
知りたい

関税分類・ 原産地規則 などEPAの 利用に関する 疑問は？

輸出入の際に
利用できる
EPA・関税率は？

原産地は
どうやって判断
すればいいの？

検認・事後確認への
対応はどうしたら
いいの？

EPA関税認定アドバイザー にご相談ください



EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の貿易環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本通関業連合会では、EPAの利用に必要な関税分類、原産地規則などのスペシャリストである通関士（国家資格）を対象とした認定アドバイザー制度を導入しました。認定アドバイザーは日本通関業連合会が主催（財務省後援）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご利用から輸出入通関手続までワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本通関業連合会のHPに掲載されている認定アドバイザーの
リストをご覧ください



一般社団法人日本通関業連合会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20虎ノ門YHKビル8階

お問い合わせ Email : jcba@tsukangyo.or.jp

TEL.03-3508-2535